

佐賀県規則第26号

佐賀県核燃料税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県核燃料税条例の一部を改正する条例（平成29年佐賀県条例第6号）の施行期日は、平成29年4月27日とする。